

岡崎市野鳥保護管理指針

～人と野鳥との共生を目指して～



市の鳥：ハクセキレイ

策定の背景

野鳥は四季を通じて私たちに最も身近な野生動物であり、その姿かたち、色合い、さえずり、生態などは多くの人に親しまれています。野鳥の魅力は人を感動させ、観察や保護といった行動を喚起します。このように、野鳥は私たちの暮らしに潤いや活力をもたらしてくれる生き物なのです。しかし、人と野鳥との距離が近くなることで、鳴き声（騒音）、糞被害などの様々な問題が発生しています。

「保護」と「管理」の必要性

社会経済の変化や人の自然に対する働きかけの減少により、野鳥の生息環境が失われています。このままでは、市内における生物多様性の損失に繋がります。

一方で、人と野鳥との距離が近くなることで、鳴き声（騒音）や糞害、ごみ荒らしなどの様々な問題が発生しています。

これらの問題は「保護」と「管理」によって解決する必要があります。

保護

生息地を守り、個体数を増やすまたは維持すること。

管理

生息地を縮小させ、個体数を減らすこと。

野鳥は自然を知る手がかり

野鳥は人と同様、生態系の上位に位置する生き物です。市域の生態系に支えられ、また、市域の生態系を維持するうえでも重要な役割を担っています。つまり、野鳥を知ることはその地域の自然を知ることに繋がります。

自然保護団体の存在

本市では、「西三河野鳥の会」や「岡崎野鳥の会」が長年にわたり活動しています。本市の現状において、野鳥に関する豊富な知見やデータを持つこれらの団体と協働で問題の解決に取り組むことが有効な手段となります。

上位施策の推進

本指針は国や愛知県の上位施策に貢献するものです。また、生態系において野鳥が重要な役割を担っていることを考慮し、その生息状況に着目し、市全体で野鳥の保護と管理を進めることで、本市の施策を推進します。

策定の趣旨

本指針の策定の趣旨は次の5点です。

- 野鳥の保護・管理を通して、市全体の生物多様性を向上させること。
- 野鳥がもたらす恩恵を市民が持続可能な方法で享受できるようにすること。
- 野鳥を通じ、市民が自然に対して愛敬の念を抱けるようにすること。
- 人と野鳥の間に生じている軋轢を減らすこと。
- 本市の強みである「豊かな自然」の価値をさらに高め、市民がこれを強く意識し、自然の恩恵を十分に享受できる社会を実現すること。

本指針の位置付け

「生物多様性おかざき戦略」を上位計画として、市域の生物多様性の向上を図るため、野鳥をめぐる現状を踏まえて策定されました。

岡崎市の自然環境

本市の行政面積は38,720haであり、県内で3番目に大きい市です。市域は矢作川の中流域に広がっており、市内には乙川、男川を支流とする矢作川が流れています。

平成27年度時点の土地利用割合は、森林は市域全体のおよそ60%を占めており、その他に農地8.6%、水域4.3%と自然的土地利用の多いことが大きな特徴です。

本市の自然環境を、生態系を考慮しながら現況評価するために、地形や標高を考慮して3つのエリアに区分しました。

奥山エリア

主に山地で、標高が300m以上のエリアを指し、市域のおよそ25%を占めます。植生は主にスギ・ヒノキ植林から成り、一部にはシイ・カシ類などの自然林が残っています。

こうした環境には、クマタカやヤマセミ、オオルリといった森林性の野鳥が生息します。

平野エリア

主に台地または低地で、標高が80m未満のエリアを指し、市域のおよそ30%を占めます。

エリア内には矢作川が流れ、周辺には主に市街地や水田が広がっています。

開放的な環境が多いこのエリアには、スズメ、ツバメ類、シギ・チドリ類、サギ類、カモ類が生息します。

里山エリア

主に丘陵地で、標高が80m～300mのエリアを指し、市域のおよそ45%を占めます。

エリア内には森林や農地等の多種多様な環境がモザイク状に広がっており、奥山と平野エリアの特徴を兼ねそなえていることが特徴です。

こうした環境には、サシバやオオタカ等が生息します。

自然保護団体による野鳥の観察記録

「西三河野鳥の会」は「岡崎野鳥の会」などと協力して、過去40年間で観察された野鳥の目録を市町ごとに作成した「西三河鳥類目録」を平成26年に発行しました。これによると、これまで市内において確認された野鳥は20目57科243種です。

平成28、29年度鳥類生息状況調査の結果

本市では、本指針の策定に当たり各エリアに生息する野鳥の生息状況を把握するため、調査を実施しました。

平成28年度は岡崎鳥獣保護区内及びその周辺の平野エリア、平成29年度は市全域を対象に調査を行い、2か年で合計15目39科113種の野鳥の生息が確認されました。「西三河鳥類目録」に一般的に見られる野鳥として記載されている種は、本調査で全て確認されており、市内における大まかな野鳥の生息状況を把握することができました。

野鳥を取り巻く現状

地球温暖化、都市の拡大、管理不足によって荒廃した森林や農地の増加、ほ場整備による農地の環境変化、廃棄される生ごみの増加等、昔と比べて人の暮らしに大きな変化が生じています。これによって、希少な野鳥が減ったり、反対に一部の野鳥が過度に増えたりするなど、鳥類相の偏りが生じています。こうした生物多様性の低下は、本市においても問題となっています。

保 護

本市は野鳥の生息状況を調査し、市内における生物多様性の現状を的確に把握するよう努めています。個体数を減らしている種については、「第2次岡崎市版レッドリスト2018」において、絶滅のおそれのある程度(カテゴリー)に応じてランク付けを行っています。

また、特に絶滅の危険度の高い種については、「岡崎市自然環境保全条例」において岡崎市指定希少野生動植物種に指定することとしていますが、現在は鳥類の指定はありません。

さらに、「岡崎市生活環境等影響調査条例」第3条の中で、10ha以上の土地開発行為に対して、「生活環境等に及ぼす影響を調査、予測及び評価すること」を義務付けています。

管 理

人の暮らしに大きな変化が生じたために、私たちの暮らしに悪影響を与えてしまう野鳥もいます。例えば、農林水産業への被害、鳴き声による騒音、糞害、ごみステーション被害があり、これらの問題は特定の野鳥の個体数が増えすぎたため、または1カ所に集中しているため等、様々な要因によって生じていることが考えられます。

これらの野鳥は国、愛知県、市の管理計画の中で、管理の対象となっており、被害の防止と軽減を目的に捕獲を行っています。捕獲の対象は、一部のカラス類やハト類等の計36種であり、本市でも関係する団体等と連携しながら、毎年相当数捕獲しています。

課 題

生息情報の継続的な収集

野鳥を保護・管理するうえで、その生息状況を知り、生物多様性の視点から客観的に現状を把握することが重要です。しかし、自然環境は絶えず変化しており、野鳥の生息状況の変化が一過性のものなのか判断することは困難です。したがって、継続的な調査の結果を注意深く分析し、現状を正しく評価する必要があります。

保全すべき地域の把握

継続して集めた野鳥の生息情報を基に、専門家の意見や市内情勢を考慮しながら、保全をすべき地域を把握することが必要です。保全すべき地域では、保護のための施策等を進めていきます。

連携

野鳥は空を縦横無尽に飛び回り、渡りの季節には1日に数百キロも移動する生き物です。こうした野鳥の特性から、行政と市民との連携、さらには、グローバルな観点で連携しながら対策を講じることがとても重要です。

市内に生息する野鳥

平成28、29年度に実施した鳥類生息状況調査の結果、各工各エリアにおいて、本調査で生息が確認された野鳥のうち代
★印は「環境省レッドリスト2017」、「レッドリストあいち2015」、

リアの環境に適応した様々な野鳥が多く生息していることが分かりました。
表的な種について示します。
「第2次岡崎市版レッドリスト2018」に掲載されている種を示します。



目指す姿

野鳥の適切な保護・管理を通して、市民の皆様と協力しながら本市における生物多様性を保全することで、人と野鳥が共存できる姿を目指します。

各エリアを構成する主な環境は、河川・池沼・湿地、市街地、農地、森林です。これらの環境ごとに目指す姿を下に示します。

河川・池沼・湿地	野鳥の生息環境が守られ、野鳥が四季を通じて多く生息する。また、環境学習の場となる。
市街地	緑地が維持され、野鳥を含めた多様な生き物が生息・生育する空間となる。さらに、それらをつなぐ街路樹が生き物の移動経路となる。
農地	環境に優しい農業を営むとともに、耕作放棄地を再生し自然と共生した生活が創出される。
森林	森林の多面的な機能が発揮される。また、間伐を通して適切に保全し、野鳥の生息環境を創出する。さらに、環境教育などに活用される。

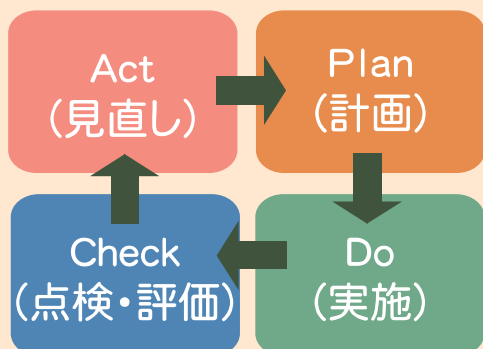
野鳥の保護のあり方

施策	内容
鳥類生息分布調査	市域における野鳥の生息状況を把握するため、定期的に調査を実施
絶滅危険度の評価	上記調査の結果から、絶滅危険度を評価し、岡崎市版レッドリスト等に記載
鳥獣保護区	上記調査の結果に基づき、保護区の新規登録や指定の変更等を愛知県に要請
保全計画の策定	保全事業を実施するための計画を策定
保全事業の実施	上記計画に基づき、積極的に保全のための活動を推進 (具体例) ① 生息環境の整備 ② 重要な生息地に関する情報の共有 ③ 希少種の営巣情報の共有 ④ 希少種の営巣補助 ⑤ 普及啓発

野鳥の管理のあり方

管理の考え方

私たちは自然を完全にコントロールすることはできません。したがって、PDCAサイクルの流れを繰り返すことで、自然の状態に合わせた管理を行っていきます。



管理の手法

管理対象鳥類(有害鳥)の捕獲

国、愛知県、市の管理計画の中で管理の対象となっている野鳥の捕獲を行います。これは、人と野鳥が共生できる環境を作るために行われるもので、地域個体群を維持させながら計画的に行います。

安易な餌付けの禁止

外来種の定着や有害鳥獣の増加等の問題を招くため、安易な餌付けを行ってはなりません。市民の皆さんに対しては、安易な餌付けが行われないように普及啓発が必要だと考えられます。

その他の施策

人と野鳥との共生を目指すうえで、環境教育や事業者が実施する環境保全活動等、様々な活動が幅広く展開されることが望めます。

環境教育の推進	例えば、北山湿地にもあるような探索コースを充実させる、あるいは「岡崎市重要野鳥生息地(仮称)」に野鳥観察舎を設置するなどして、多くの市民が気軽に野鳥を観察できるようになることで、自然に対して興味を持ってもらえるよう図ります。
事業者への情報提供 及び情報交換	貴重な自然環境のある場所や生息する野鳥等の情報、希少種の営巣情報が確認された箇所で大規模土地利用行為が計画された場合は、事業者に対して、行為に当たり野鳥の保護と管理に配慮するよう注意喚起を行っていきます。
企業活動の支援	本市はCSR(企業の社会的責任)の一環として環境保全活動を行う企業や事業者を支援します。

関係主体の役割及び推進体制

野鳥の保護・管理に関わる全ての取り組みは、各関係主体同士が連携を図りながら進めていきます。また、愛知県や隣市町との広域連携も図ります。

